

総社市告示第16号

総社市電気自動車等導入費助成金交付要綱（令和4年総社市告示第98号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成金の交付対象) 第3条 略 2 助成の対象となる電気自動車等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 導入者が令和9年3月31日までに契約を締結したもの (2)及び(3) 略 3 略</p>	<p>(助成金の交付対象) 第3条 略 2 助成の対象となる電気自動車等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 導入者が令和8年3月31日までに契約を締結したもの (2)及び(3) 略 3 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。